

第 38 号議案

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 25 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育支援委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱するとともに、新たに委員を任命しようとするものである。

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育支援委員会規則第4条の規定に基づき、下記の者を久留米市教育支援委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区分 | 氏名 | 所属・役職等 | 任期 |
|----------------------------|-------------|-----------------|---------------------------------|
| 4条(1)に該当する学識経験者 | 藤金 倫徳 | 福岡教育大学 教授 | 平成28年9月1日より 平成29年8月31日 まで |
| | ※磯本 直子 | 久留米市幼児教育研究所指導主事 | |
| | 山崎 哲郎 | 元県立柳河特別支援学校校長 | |
| | ※麻生 勝喜 | 久留米大学文学部非常勤講師 | |
| 4条(2)に該当する医師 | 永光 信一郎 | 久留米大学医学部小児科 | |
| | 山下 裕史朗 | 久留米大学医学部小児科 | |
| | ※河野 敬子 | 久留米大学医学部小児科 | |
| | 堀川 瑞穂 | 小児科(久留米医師会) | |
| | 吉島 秀和 | 精神神経科(久留米医師会) | |
| | 木村 義則 | 精神神経科(久留米医師会) | |
| | 広田 進 | 精神神経科(久留米医師会) | |
| | 家村 明子 | 久留米市幼児教育研究所医師 | |
| 浦部 富士子 | 久留米市保健所 保健監 | | |
| 4条(3)に該当する学校関係職員 | 穴見 玲子 | 久留米特別支援学校校長 | |
| | 大久保 美加 | 下田小学校長 | |
| | ※石橋 康秀 | 日吉小学校長 | |
| | ※平塚 宏子 | 青峰小学教頭 | |
| | ※伏貫 義樹 | 安武小学校長 | |
| | ※古賀 晃 | 金丸小学校長 | |
| | ※樋口 恵子 | 鳥飼小学校長 | |
| | ※田中 勝昌 | 江南中学校長 | |
| | ※伊藤 浩規 | 屏水中学校長 | |
| | ※内村 章浩 | 久留米特別支援学校 主幹教諭 | |
| | 樋口 昭子 | 久留米特別支援学校 教頭 | |
| | 丸山 順子 | 南薫小学校 通級担当 | |
| | 笹淵 佐織 | 金丸小学校 通級担当 | |
| | ※安部 泰子 | 金丸小学校 通級担当 | |
| | ※坂本 鈴子 | 江南中学校 通級担当 | |
| | 畑 初恵 | 屏水中学校 通級担任 | |
| | 平野 貴子 | 荘島小学校 特学担任 | |
| | 梅野 昌子 | 善導寺小学校 通級担当 | |
| | 末安 里美 | 青峰小学校 通級担当 | |
| | 市川 弓子 | 西牟田小学校 特学担当 | |
| 古賀 さゆり | 安武小学校 通級担当 | | |
| ※古賀 雅子 | 南薫小学校 通級担当 | | |
| 4条(4)に該当するその他教育委員会が必要と認める者 | | | |

※は新任委員

久留米市教育支援委員新旧対照表

| 区分 | 旧委員 | | 新委員 | |
|------------------|----------------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 4条(1)に該当する学識経験者 | 藤金 倫徳 | 福岡教育大学 教授 | 藤金 倫徳 | 福岡教育大学 教授 |
| | 園木 聖子 | 久留米市幼児教育研究所指導主事 | ※磯本 直子 | 久留米市幼児教育研究所指導主事 |
| | 山崎 哲郎 | 元県立柳河特別支援学校校長 | 山崎 哲郎 | 元県立柳河特別支援学校校長 |
| | | | ※麻生 勝喜 | 久留米大学文学部非常勤講師 |
| 4条(2)に該当する医師 | 庄司 治子 | 久留米大学医学部耳鼻咽喉科 | ※河野 敬子 | 久留米大学医学部小児科 |
| | 山下 裕史朗 | 久留米大学医学部小児科 | 山下 裕史朗 | 久留米大学医学部小児科 |
| | 永光 信一郎 | 久留米大学医学部小児科 | 永光 信一郎 | 久留米大学医学部小児科 |
| | 堀川 瑞穂 | 小児科(久留米医師会) | 堀川 瑞穂 | 小児科(久留米医師会) |
| | 吉島 秀和 | 精神神経科(久留米医師会) | 吉島 秀和 | 精神神経科(久留米医師会) |
| | 木村 義則 | 精神神経科(久留米医師会) | 木村 義則 | 精神神経科(久留米医師会) |
| | 広田 進 | 精神神経科(久留米医師会) | 広田 進 | 精神神経科(久留米医師会) |
| | 家村 明子 | 久留米大学医学部小児科 | 家村 明子 | 久留米市幼児教育研究所医師 |
| | 浦部 富士子 | 久留米市保健所 保健監 | 浦部 富士子 | 久留米市保健所 保健監 |
| 4条(3)に該当する学校関係職員 | 穴見 玲子 | 久留米特別支援学校校長 | 穴見 玲子 | 久留米特別支援学校校長 |
| | 大久保 美加 | 下田小学校長 | 大久保 美加 | 下田小学校長 |
| | 原田 恭子 | 高良内小学校長 | ※石橋 康秀 | 日吉小学校長 |
| | 後藤 英幸 | 青峰小学校長 | ※平塚 宏子 | 青峰小学教頭 |
| | 高柳 光利 | 金丸小学校長 | ※伏貫 義樹 | 安武小学校長 |
| | 深山 典嗣 | 善導寺小学校長 | ※古賀 晃 | 金丸小学校長 |
| | 佐々木 雅代 | 田主丸小学校長 | ※樋口 恵子 | 鳥飼小学校長 |
| | 田中 稔男 | 江南中学校長 | ※田中 勝昌 | 江南中学校長 |
| | 牛島 修彦 | 屏水中学校長 | ※伊藤 浩規 | 屏水中学校長 |
| | 和田 茂 | 久留米特別支援学校 主幹教諭 | ※内村 章浩 | 久留米特別支援学校 主幹教諭 |
| | 樋口 昭子 | 久留米特別支援学校 主幹教諭 | 樋口 昭子 | 久留米特別支援学校 教頭 |
| | 丸山 順子 | 南薫小学校 通級担当 | 丸山 順子 | 南薫小学校 通級担当 |
| | 山川 佐織 | 金丸小学校 通級担当 | 笹渕 佐織 | 金丸小学校 通級担当 |
| | 衛藤 泰博 | 金丸小学校 通級担当 | ※安部 泰子 | 金丸小学校 通級担当 |
| | 河野 明子 | 江南中学校 通級担当 | ※坂本 鈴子 | 江南中学校 通級担当 |
| | 畑 初恵 | 屏水中学校 通級担任 | 畑 初恵 | 屏水中学校 通級担任 |
| | 平野 貴子 | 荘島小学校 特学担任 | 平野 貴子 | 荘島小学校 特学担任 |
| | 梅野 昌子 | 善導寺小学校 通級担当 | 梅野 昌子 | 善導寺小学校 通級担当 |
| | 末安 里美 | 青峰小学校 通級担当 | 末安 里美 | 青峰小学校 通級担当 |
| | 市川 弓子 | 西牟田小学校 特学担当 | 市川 弓子 | 西牟田小学校 特学担当 |
| | 古賀 さゆり | 安武小学校 通級担当 | 古賀 さゆり | 安武小学校 通級担当 |
| | 飛永 尚子 | 南薫小学校 通級担当 | ※古賀 雅子 | 南薫小学校 通級担当 |
| | 4条(4)に該当するその他教育委員会が必要と認める者 | 松本 良一 | 久留米市教育委員会指導主幹 | |

※は新任委員

○久留米市就学指導委員会規則（抜粋）

（設置）

第1条 さまざまな障害のある児童生徒に対して、障害の状態に応じた適正な就学を推進するため、久留米市就学指導委員会(以下「委員会」という)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒の就学指導に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○学校教育法施行令（抜粋）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

○久留米市教育支援委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

平成29年度における小規模特認校制度の実施について（案）

1. これまでの経緯

久留米市教育委員会では、教育上の課題が大きい複式学級の回避・解消策として小規模特認校制度を導入した。平成26・27年度の入学・転入学児童の応募状況などを踏まえ、昨年8月に今後の制度運用について決定した。

○小規模特認校制度の運用（平成27年8月20日教育委員会定例会議決事項）

① 制度活用の基本的な考え方

慎重な検討の下に成果が期待できる学校を選定して制度を導入することで、学校小規模化対応の一方策として活用する。制度導入・児童募集にあたっては、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により決定する。

② 制度導入・児童募集の考え方

(1) 次の条件を全て満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。

- ア 複式が見込まれるが、その拡大には至らない。
- イ 複式の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがある。
- ウ 転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がない。

(2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、児童募集を行わない。

- ア 推計においても複式の見込みが無い。
- イ 複式の回避・解消が非常に困難であると認められる。

2. 新たに制度導入を検討する必要がある学校について

「小規模特認校制度の運用」の②(1)制度導入の考え方に基づき下記のとおりとする。

・柴刈小学校

複式の見込み年度は平成30年度（2～3年生）であるが、当該2年生が入学する平成29年度に制度を導入し、入学・転入学児童募集を行う。

柴刈小学校 児童数推計

(人)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 27年度 | 10 | 17 | 10 | 13 | 14 | 20 | 84 |
| 28年度 | 8 | 10 | 17 | 9 | 13 | 14 | 71 |
| 29年度 | 8 | 8 | 10 | 17 | 9 | 13 | 65 |
| 30年度 | 12 | 8 | 8 | 10 | 17 | 9 | 64 |
| 31年度 | 12 | 12 | 8 | 8 | 10 | 17 | 67 |
| 32年度 | 11 | 12 | 12 | 8 | 8 | 10 | 61 |
| 33年度 | 11 | 11 | 12 | 12 | 8 | 8 | 62 |
| 34年度 | 11 | 11 | 11 | 12 | 12 | 8 | 65 |

※網掛け部分は複式学級

※複式学級の編成基準：隣り合う2つの学年の児童数合計が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）

3. 既に制度導入を実施している学校の平成29年度入学・転入学児童募集について

「小規模特認校制度の運用」の②(2)児童募集の考え方にに基づき下記のとおりとする。

・大橋小学校

今年度の推計においても今後5年間は複式の見込みが無いため、平成29年度入学・転入学児童の募集を行わない。

・下田小学校、浮島小学校

今年度の推計においても複式の解消は非常に困難であるため、平成29年度入学・転入学児童の募集を行わない。

大橋小学校 児童数推計 (人)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 27年度 | 6 | 15 | 7 | 11 | 15 | 19 | 73 |
| 28年度 | 16 | 5 | 12 | 7 | 10 | 15 | 65 |
| 29年度 | 10 | 16 | 5 | 12 | 7 | 10 | 60 |
| 30年度 | 8 | 10 | 16 | 5 | 12 | 7 | 58 |
| 31年度 | 14 | 8 | 10 | 16 | 5 | 12 | 65 |
| 32年度 | 9 | 14 | 8 | 10 | 16 | 5 | 62 |
| 33年度 | 7 | 9 | 14 | 8 | 10 | 16 | 64 |
| 34年度 | 8 | 7 | 9 | 14 | 8 | 10 | 56 |

下田小学校 児童数推計 (人)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 27年度 | 8 | 13 | 6 | 10 | 9 | 19 | 65 |
| 28年度 | 4 | 8 | 9 | 5 | 9 | 8 | 43 |
| 29年度 | 5 | 4 | 8 | 9 | 5 | 9 | 40 |
| 30年度 | 7 | 5 | 4 | 8 | 9 | 5 | 38 |
| 31年度 | 3 | 7 | 5 | 4 | 8 | 9 | 36 |
| 32年度 | 1 | 3 | 7 | 5 | 4 | 8 | 28 |
| 33年度 | 5 | 1 | 3 | 7 | 5 | 4 | 25 |
| 34年度 | 3 | 5 | 1 | 3 | 7 | 5 | 24 |

浮島小学校 児童数推計 (人)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 27年度 | 10 | 5 | 3 | 4 | 3 | 7 | 32 |
| 28年度 | 4 | 10 | 5 | 5 | 6 | 4 | 34 |
| 29年度 | 5 | 3 | 10 | 5 | 4 | 6 | 33 |
| 30年度 | 3 | 5 | 3 | 10 | 5 | 4 | 30 |
| 31年度 | 5 | 3 | 5 | 3 | 10 | 5 | 31 |
| 32年度 | 3 | 5 | 3 | 5 | 3 | 10 | 29 |
| 33年度 | 7 | 3 | 5 | 3 | 5 | 3 | 26 |
| 34年度 | 1 | 7 | 3 | 5 | 3 | 5 | 24 |

※網掛け部分は複式学級

※複式学級の編成基準：隣り合う2つの学年の児童数合計が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）

4. 平成29年度 久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項（案）

（1）目的

特色ある教育に賛同する保護者の子どもを受入れることにより、複式学級の回避・解消と学校の活性化を図る。

（2）制度の概要

特色ある学校運営を進めつつ、通学区域の弾力化により、校区外からの児童の就学を認めるもの。

（3）募集内容・就学要件等

① 対象校

柴刈小学校

② 募集学年

小学校全学年

③ 応募できる人

市内居住者（ただし、既に小規模特認校制度を導入している大橋小学校、下田小学校、浮島小学校の校区及び今後複式学級編制が見込まれる草野小(H33年度から)校区の居住者は除く。）

④ 募集定員

各学年 20 人を超えない範囲で設定

⑤ 募集時期

平成28年10月～12月（H29.4月入学・転入のみとする）

⑥ 通学方法

保護者の責任において通学（自家用車での送迎、公共交通機関利用等）

ただし、公共交通機関を利用して通学する児童については、最寄駅から学校までの送迎を無料で行う。

⑦ その他の要件

- ・ 応募に際しては、学校見学への参加、校長面談を必須とする。
- ・ 通学する特認校のPTA活動、地域との交流活動に参画する。
- ・ 原則、小学校卒業まで通学することを条件とし、中学校進学時は居住地の中学校と特認校校区の中学校を選択できる。

（4）周知方法

広報くるめ・募集リーフレット・ホームページ など

教育委員会後援事業等に関する報告

H28.6.16からH28.7.15 受付分まで

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|---|------------------------------------|---|---|----|----------|
| 1 | 平成28年7月26日(火) 13時～16時40分 | 久留米市人権・同和教育公開講座 | 久留米市人権・同和教育研究協議会 | 久留米市三潁生涯学習センター | 共催 | 人権・同和教育課 |
| 2 | 平成28年10月14日～21日(入賞作品展示期間) | 2016(第22回)都市ビル環境の日第9回子ども絵画コンクール | 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 | 久留米市役所(展示会場) | 後援 | 学校教育課 |
| 3 | 平成28年7月1日(金)～平成28年8月31日 | 日本動物園水族館協会福岡県地区会第41回児童及び幼児動物画コンクール | 日本動物園水族館協会福岡県地区会 | 到津の森公園・福岡市動物園・海の中道海浜公園動物の森・マリンワールド・大牟田市動物園・久留米市鳥類センター | 後援 | 学校教育課 |
| 4 | 平成28年7月20日～平成28年9月15日 | 新聞作成コンクール・きみも新聞記者になってみよう! | 福岡・佐賀朝日会 | 各学校 | 後援 | 学校教育課 |
| 5 | 応募 平成28年7月1日(金)～8月31日(水) 表彰式 平成28年10月15日(土) 作品展 平成28年10月15日(土)～20日(木) | 小学生(環境・ゴミ・エネルギー問題)絵画コンクール | 久留米商工会議所女性会 | 表彰式・作品展 未定 | 後援 | 学校教育課 |
| 6 | 平成28年8月10日(水) | 福岡県小学校特別活動研究会夏期研修会 | 福岡県小学校特別活動研究会 | 久留米市教育センター | 後援 | 学校教育課 |
| 7 | 平成28年8月10日(水) | 第52回高良山国語教育研究会 | 久留米市高良山国語教育研究会 | えるピア久留米 | 後援 | 学校教育課 |
| 8 | 平成28年8月24日(水) | 平成28年度障害者就職準備講座 | 福岡県(新雇用開発課) | 久留米リサーチパーク 1階展示場、2階研修室、4階訓練室 | 後援 | 学校教育課 |
| 9 | 平成28年12月10日(土) | 第23回「小さな親切」作文コンクール | ぐるめ「小さな親切」運動の会 | 筑邦銀行本店3階ホール | 後援 | 学校教育課 |
| 10 | 平成28年9月10日(土) | 南雲 明彦氏 講演会 | ハッピーママくらぶ | 共同ホール | 後援 | 学校教育課 |
| 11 | 平成28年10月29日(土)、30日(日) | 第28回MOA美術館筑後児童作品展 | MOA美術館(公益財団法人 岡田茂吉美術文化財団) MOA美術館筑後児童作品展実行委員会 | 久留米市役所2階市民ロビー「ホワイエ」 | 後援 | 学校教育課 |

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|--|--|-----------------------|--------------------------------|-----|---------|
| 12 | 平成29年1月5日(木)～8日(日) 表彰式 1月9日(月) | 2016年度久留米ユネスコ協会子ども絵画展 | 久留米ユネスコ協会 | 久留米市庁舎2階フロア 表彰式 くるみホール | 後援 | 学校教育課 |
| 13 | 平成28年7月1日(金)～平成29年1月31日(火) | 第66回西日本書き方大会 | 西日本新聞社 | 決戦揮毫会 福岡市・京都郡苅田町・久留米市・佐世保市・熊本市 | 後援 | 学校教育課 |
| 14 | 平成28年6月27日(月)～10月31日(月) | 第24回みんなの西鉄バス電車絵画コンクール | 読売新聞西部本社 | (展示・表彰式) ソラリアプラザ1階 ゼファ | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 15 | 平成28年7月3日(日)10時～20時30分 | 第40回ピティナ・ピアノコンペティション柳川地区予選 | 全日本ピアノ指導者協会 | サザンクス筑後 小ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 16 | 平成28年7月10日(日)13時30分～16時 | 第三回民話口演会 | 久留米民話を語る会 永勝寺の語りべ達 | えーるピア久留米 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 17 | 平成28年8月1日(月)～20日(土) 20日間 | 第3回まちゼミKids | 久留米商工会議所 | 久留米ほとめき通り 商店街、あきない通り 問屋街 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 18 | 平成28年8月6日(土)～8月9日(火) | 久留米市・郡山市青少年親善交流事業 | 久留米市子ども会連合会 | 福島県郡山市 | 共催★ | 生涯学習推進課 |
| 19 | 平成28年8月6日(土)16時～18時 | ピースフルくるめ 第25回平和を語る夕べ | 平和を語る夕べ実行委員会 | 石橋文化センター共同ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 20 | 平成28年8月7日(日)13時30分～16時30分 | 杉並会議西部ブロック交歓演奏会 | 久留米児童合唱団 | 久留米シティプラザ「ザ・グランドホール」 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 21 | 平成28年8月28日(日)12時30分～15時45分 | 第67回西日本華道芸術大学講座 | 西日本華道連盟 | 久留米シティプラザザ・グランドホール | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 22 | 平成28年9月24日(土)18時30分～21時 平成28年9月25日(日)14時～16時30分 | 石橋文化センター開園60周年記念事業 音楽劇「悲劇の天才画家青木 繁」 | 公益財団法人久留米文化振興会 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 23 | 平成28年10月8日(土)10時～16時30分 | 社団ALEA設立記念イベント「絆、深める。」 | 一般社団法人アクアライトアース協会 | 久留米シティプラザ久留米座 | 後援★ | 生涯学習推進課 |

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|--|-----------------------|------------------------|---|-----|----------------|
| 24 | 平成28年10月14日(金) ～16日(日)9時～18時 | 第19回竹峰書藝大院全国 書道展 | 竹峰書藝大院 | プラム・カルコア大宰 府 | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 25 | 平成28年11月6日(日)14 時～16時 | ビバ!きたのジョイントコン サート | ビバ!きたの実行委 員会 | くるめシティプラザグ ランドホール | 後援★ | 生涯学習推 進課 |
| 26 | 平成28年11月12日(土) 13時30分～16時30分 | 五日市 剛氏 久留米講演 会 | ありがとうのまち久留 米実行委員会 | 石橋文化会館 小 ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 27 | 平成28年11月20日(日) 12:00～16:00 | 第7回 久留米ジャズイン | 久留米ジャズフェスタ 実行委員会 | 久留米シティプラザ 六角堂広場ステージ (12:00～13:00) 久留米座本ステージ (13:30～16:00) | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 28 | 平成28年11月26日(土) 14時～16時 | 第41回教育講演会「あの ね・・・」 | 福岡県教職員組合久 留米支部 | 石橋文化センター共 同ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 29 | 平成29年2月5日(日)13 時30分～15時30分 | 第18回 鶴陽音楽会 | 鶴陽音楽協会 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 30 | 平成28年8月6日、20日 10:00～17:00 | 病院探検隊2016 | 田主丸中央病院 | 田主丸中央病院 | 後援 | 田主丸文化 スポーツ課 |
| 31 | 平成28年8月20日(土) 18:00～19:30 | 高山多恵子ソプラノ・リサイ タル | 若音の会 | そよ風ホール | 後援 | 田主丸文化 スポーツ課 |
| 32 | 平成28年8月21日(日) 9:30～15:00 | 茶の湯文化にふれる市民講 座 | 一般社団法人表千家 同門会 福岡県支部 | ホテルマリターレ創世 | 後援 | 田主丸文化 スポーツ課 |
| 33 | 平成28年8月27日(土) 14:00～16:30 | 第23回 みのう音楽祭 | みのう音楽祭実行委 員会 | そよ風ホール | 後援 | 田主丸文化 スポーツ課 |
| 34 | 平成28年11月5日(土)～ 平成28年11月6日(日) | 第61回田主丸文化祭 | 田主丸文化祭実行委 員会 | そよ風ホール | 後援 | 田主丸文化 スポーツ課 |
| 35 | 平成28年7月2(土)9日 (土)・16日(土) 17時30分～18時30分 | ハニーズダンススクール | シンコースポーツ九州 株式会社 | 城島保健福祉セン ター「城島げんきか ん」 | 後援★ | 城島文化ス ポーツ課 |

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------|----------------------------|-----|------------|
| 36 | 平成28年7月13日(日) | Dr.ブンブン～オトナにチャレンジ～ | Dr.ブンブン実行委員会 | 久留米シティプラザ | 後援★ | 学校教育課 |
| 37 | 平成28年7月22日(金)8時30分～12時00分 | 平成28年度 第53回田主丸地区学童水泳大会 | 田主丸地区小学校長会 | 久留米市立田主丸小学校メインプール | 後援★ | 学校教育課 |
| 38 | 平成28年8月23日(火)14時30分～16時30分 | 平成28年度筑後地区小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会 | 筑後地区小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会 | 福岡教育大学附属久留米小学校 実習棟 サテライト教室 | 後援★ | 学校教育課 |
| 39 | 平成28年10月8日(土)18時30分～20時00分 | 第28回チャリティふれあいコンサート(山形由美フルートコンサート) | 医療法人 聖峰会 田主丸中央病院 | そよ風ホール | 後援 | 田主丸文化スポーツ課 |

平成28年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨
質 問 一 覧（教 育 部 関 連）

| 質問議員 | 質 問 内 容 |
|-----------|---|
| 山村 太二 議員 | 1 義務教育における保護者の私費負担について |
| 石井 秀夫 議員 | 2 子どもの貧困対策について (2) 学校教育現場での貧困問題についての取り組みは |
| 塚本 弘道 議員 | 4 教育行政について (1) 福祉教育について |
| 甲斐 征七生 議員 | 1 子どもの笑顔が輝き、安心して結婚できる久留米市へ (4) 就学援助について 2 同和行政・教育について (4) 「同和地区」児童への特別教育について |
| 田中 良介 議員 | 2 第3期久留米市教育改革プランにおける、つながる力と道徳教育について |
| 金子 むつみ 議員 | 3 子どもの貧困について (2) 市立高校の問題について |
| 坂井 政樹 議員 | 4 教育行政について (1) 人口減少社会に対応する市立高校のあり方について (2) 熊本地震の被害状況を踏まえた学校施設の整備について (3) 障害者差別解消法の施行を踏まえた教育現場の対応について |

(教育部関係・発言順)

個人

【質問議員】 山村 太二 議員

【質問要旨】 1 義務教育における保護者の私費負担について

【質問趣旨】

- ・ 義務教育の保護者負担の問題が報道されたが、久留米市の現状はどうか
- ・ 学用品の学校指定は真に必要なのか。どのように決定しているのか。

【回答要旨】 1 入学に際して必要な学用品費について

義務教育における保護者負担、とりわけ中学校入学時に必要な制服や通学用バッグ、体操服などの購入費用について、子どもの貧困に社会的な関心が集まる中、高額すぎるのではないかとこの報道がなされています。

本市における現状としては、どのような制服や体操服を採用するかは各学校が決定しており、その費用も学校ごとに異なっています。

具体的に、中学校の場合は、制服代として、男子生徒で4万円から5万円、女子生徒で5万円から6万円、通学用バッグや体操服、体育館シューズ等を含めると、男子生徒で6万円から7万円、女子生徒で7万円から8万円程度になります。

また、小学校の場合は、体操服や給食用エプロン、各種学用品などが1万円程度で、制服を採用している学校では、これに加えて2万円程度が必要になっています。

2 指定学用品の必要性と決定方法

制服は学校のシンボルとして、長年、子ども達や地域の方々
に親しまれています。また、多くの中学校では、体操服や通学
用バッグも学校指定として統一していますが、校章の入った同
じものを使用し、または着用することは、学校の一員である
という意識付けや、中学生になったことを実感し、自覚を持つう
えでも有効であると考えています。

なお、各学校において学用品を指定するときは、複数の業者
からの見積り徴取を行い、PTAの意見も聞きながら、校内の
検討組織において協議した上で校長が決定しております。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 2 子どもの貧困対策について

(2) 学校教育現場での貧困問題についての取り組みは

【質問趣旨】 貧困問題が社会問題化しているなか、久留米市でも貧困対策を推進
【回答要旨】 し、施策の拡充を図っている。学校教育現場における貧困問題取り
組みの現状を問う。

1 学校における貧困問題への取り組みについて

市教育委員会では、次世代への貧困の連鎖を断ち切る上でも、
子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、学習に意欲的に取り組
めることが重要であると考えております。

そのため、全ての小・中学校、高校、特別支援学校に心理の専
門職であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の
悩みに対応できるよう教育相談機能の強化を図ってきました。

また、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒の背景には、
社会経済的な問題や貧困が関わっていることが多いため、教職員
と連携・協力しながら課題解決を図る福祉の専門職として、スク
ールソーシャルワーカーを配置しております。平成23年度から2
名のスクールソーシャルワーカーを学校教育課内に配置し、平成
25年度には社会福祉士の資格を有する事務職員を1名配置して、
教育相談チームを編成いたしました。

そして、平成 27 年度には、この教育相談チームにスクールソーシャルワーカーを 1 名増員して、各学校と連携した取り組みを強化しております。

2 スクールソーシャルワーカーについて

スクールソーシャルワーカーは、職務内容として、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒の状況把握や、学校・家庭・関係機関等によるネットワークの構築と連携のための連絡調整、いじめや不登校等の諸問題についてのケース会議の開催等に、専門的な立場から関わって課題解決に取り組んでいます。

また、児童生徒や保護者が置かれた実態に応じ、その心情に配慮しつつ、学校と必要な関係機関とを結びつけ、ケース会議を通して、情報の共有、課題対応への共通理解を図りながら個別に支援計画を立案して、支援を行っております。

さらに、いじめや不登校などの背景に貧困がある場合には、家庭の状況に応じ、生活保護や障害年金、就学援助や奨学金などの制度の紹介を行うほか、久留米市生活自立支援センターやハローワークと連携し、保護者の就労支援等に当たっているところです。

3 スクールソーシャルワーカーの成果について

平成 27 年度にスクールソーシャルワーカーが関わった相談件数は 1,075 件ですが、効果が現れている相談支援の内容を見ますと、貧困問題を含む「家庭環境に関すること」の割合が約 3 割を占めております。

また、各学校においてスクールソーシャルワーカーが関わったケース会議の開催は 230 回で、スクールソーシャルワーカーが仲介して関係機関の参加を求めたケースが約 7 割にのぼっています。

今後とも、貧困など児童生徒が抱える問題への支援を効果あるものとするために、関係機関と緊密に連携しながら、一体的な支援に取り組んでいく必要があると考えております。

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】 4 教育行政について
(1) 福祉教育について

【質問趣旨】 久留米市の福祉教育についての基本的な考え方と取り組み状況はどのようなになっているのか。

【回答要旨】

1 本市の福祉教育の基本的な考え方について

少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加等の生活環境の変化により、人間関係の希薄化や孤立化が進み、大きな社会問題となっています。

このような社会の中で、全ての人によりよく生きるために、自分のことだけでなく周りの人のことも大切に思い、一人ひとりの考え方や生き方を尊重し「ともに生きる力」を培いながら、福祉の心や実践力を育てる福祉教育は大変重要であると認識しています。

このような認識に立って、本市の福祉教育では、「福祉の心を育むこと（心の育成面）」・「福祉についての理解を深めること（知的理解面）」・「福祉に関わる実践力を育成すること」を基本的な考え方として推進しているところです。

2 本市の福祉教育の取り組み状況

小・中学校・特別支援学校では、総合的な学習の時間を中心に各教科や道徳の学習において、発達段階に応じて体験を重視した学習を組み立てて実践しています。

具体的には心の育成面から、道徳の時間に「思いやり・親切」、「人権尊重」をテーマにした教材と生活上の出来事とを結んで、自分自身の生き方を見つめさせたり、特別支援学校の児童生徒や地域の高齢者との交流の場を設けたりして、相手のよさやちがいを認め合える思いやりの心を育むことに努めております。

また、知的理解面から、社会科や家庭科等の学習の中で、障害者や高齢者を取り巻く社会の仕組みや制度を理解し、課題に気づいて、全ての人に同じように幸福がもたらされるような社会福祉のあり方を考えるといった学習を通して理解を深めております。

さらに、これらに関連付けて福祉に関わる実践力を育成する面から、全ての小学校で、総合的な学習の時間の学習として、車椅子体験やアイマスク体験、点字体験、手話学習及び障害のある方とのふれあいを通じて、相手の立場に立って自分にできることを実感するような体験活動が展開されています。

中学校においても、身近な社会福祉問題を題材にし、赤ちゃんふれあい体験や保育所・幼稚園での保育体験、障害者福祉施設での介護体験や障害者スポーツへの参加協力等を通じて、自己の感性を磨き、福祉に対する見方・考え方を身に付けていけるよう指導を重ねております。

3 今後の取り組みについて

福祉教育については、平成14年度から、久留米市社会福祉協議会が主体となって、これまで市内の小学校36校、中学校9校が「社

会福祉協力校」として活動し、教職員の福祉教育指導者研修と共に様々な福祉体験学習を推進してきたところです。

今後は、認知症サポーター養成研修、生徒会活動・部活動による校区内の福祉施設訪問など、各学校に根付いてきた福祉教育の実践をさらに拡充し、地域との連携のもとに子ども達の実践意欲がさらに向上するよう取り組みを進めてまいります。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 1 子どもの笑顔が輝き、安心して結婚できる久留米市へ
(4) 就学援助について

【質問趣旨】 ① 新入生児童生徒学用品費（入学準備金）を早期に支給すべきではないか
② 就学援助に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加すべきではないか

【回答要旨】 1 新入生児童生徒学用品費（入学準備金）の早期支給について

新入生児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金は、児童生徒が学校に入学する際に必要となる学用品等の購入を目的に支給する就学援助の一つで、小学校に入学した児童1人当たり20,470円、中学校に入学した生徒1人当たり23,550円を支給しています。

現在は児童生徒の入学後に、在籍を確認したうえで支給しており、入学準備金の早期支給については先行実施している他の自治体の事例等について、調査・研究しているところです。

2 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の追加について

まず、就学援助制度は、義務教育を支える基礎的な経済支援であるとともに、子育て世帯に対する重要な支援策の一つであると考えています。

また、就学援助の認定基準につきましては、生活保護基準に準拠しているところですが、平成25年からの生活保護基準の段階的な引き下げにもかかわらず、本市におきましては、引き下げ前の基準を維持しています。加えて、就学援助の基準には、市町村間で大きな格差があることが、新聞でも報道されましたが、本市は九州内の他市と比較しても高い基準を設けており、多くの受給者の支援を行っているところです。

そのうえで、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目の就学援助への新たな追加につきましては、これまで以上の大きな財政負担が見込まれます。今年度、実施した調査では、全国の中核市のうち7市のみが実施していますが、3費目のうちの一部を追加するに留まっております。また、それらの市につきまし

でも、認定基準を引き下げるなどの財源措置を講じているという状況が見受けられます。

本市におきましては、現状の支給水準を維持することで、現在の受給者に影響が出ないように配慮することが重要だと考えております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 2 同和行政・教育について
(4) 「同和地区」児童への特別教育について

【質問趣旨】 ① 学習指導員とは何か。
② 同和地区の児童への特別扱いはやめるべきではないか。

【回答要旨】 1 学習指導員について

平成6年に実施の久留米市同和教育実態調査において、同和地区の児童生徒の学力が地区外の児童生徒に比べて、大きな較差があることが明らかとなりました。

この調査結果を踏まえて、市教育委員会では、平成8年から同和地区の児童生徒の学力保障の観点から、学習指導及び効果的な学習体制づくりを推進するために、隣保館並びに教育集会所に学習指導員を配置しています。

学習指導員は、①学習指導に関すること ②学習問題の作成及び採点に関すること ③個人カルテの作成・指導に関すること

④その他学力向上のために必要なこと を職務内容としております。

2 同和地区の児童生徒への学習指導員の指導について

平成27年度の久留米市学力・生活実態調査の結果においても、同和地区の児童生徒と地区外の児童生徒の学力較差は、依然存在している現状であります。これは、部落差別がまだ解消されていないことに起因している実態であると認識しています。

今後とも、学力較差の縮減にむけて、一層の支援の充実を図っていく必要があると考えております。

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 2 第3期久留米市教育改革プランにおける、つながる力と道徳教育について

【質問趣旨】 第3期久留米市教育改革プランにあげられている「つながる力」とはどんな力なのか、また「つながる力」を育成するために道徳教育にどう取り組んでいるのか。

【回答要旨】 1 つながる力と道徳教育について

第3期久留米市教育改革プランにおいては、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標に掲げ、「ともに社会を生き抜く力」の一つに、「つながる力」を位置づけて育むこととしております。

ここで、「つながる力」の育成とは、子ども達が「他者への思いやり」「社会のルールを守る力」といった道徳性や規範意識と、その基盤としての「よりよい人間関係を構築する力」「チームで協同する力」を身につけ、それを道徳的な問題場面や集団での実践場面で発揮できるようになることをさしています。

このような、「つながる力」の育成は、学校の教育活動全体を通して行うものですが、特に道徳性の涵養については、道徳の時間がその要としての重要な役割を担っております。道徳の時間で取り扱う「親切・思いやり」「公正・公平」「善悪の判断」「自由と責任」などは、欠かすことができない重要な内容項目であり、各学校でこれらの学習を充実させていく必要があります。

2 道徳教育の現状について

各学校における道徳教育の全体計画や年間指導計画の立案・作成、また文部科学省から全児童生徒に配布された副読本「わたしたちの道徳」の活用について、これまでも学校訪問等を通じて継続して指導を行ってきました。その結果、平成27年度教育課程実施状況調査では、各学校において道徳の時間は適正に計画され、いずれの内容項目も実施されており、「わたしたちの道徳」についても、道徳の時間をはじめ、特別活動や朝の会・帰りの会等で活用されているという状況です。

また、新たな課題として、道徳が小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」として完全実施されることとなっていることから、その実施に向けた準備を進めていく必要があります。

中でも、新学習指導要領では、「特定の価値観を教え込むような道徳科の授業」ではなく、「子ども達が多様な価値観に誠実に

向き合い、考え、議論するような道徳科の授業への転換が求められているところです。

3 今後の取組について

久留米市教育研究指定委嘱事業で荒木中学校が行っている「道徳的实践力を高める道徳学習」についての実践研究や、久留米市教育センターの教育課題研究事業「考え議論する道徳科の授業づくり」についての調査研究の成果を、市内全ての小中学校に広げる取組を行うことで、道徳教育のさらなる充実を図り、第3期久留米市教育改革プランがねらいとする「つながる力の育成」へとつなげていきたいと考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 3 子どもの貧困について
(2) 市立高校の問題について

【質問趣旨】 ①市立高校の校納金について、学年の始めに一度に多額の負担を求められるため負担が大きいので、分納などの配慮ができないか。
②久留米市奨学金制度は、どのようなものか。また、平成28年度の応募状況についてお尋ねしたい。

【回答要旨】 1 市立高校の校納金納入の現状

市立高校2校においては、新入生及び保護者に対して、合格者説明会において直接説明するとともに、在校生に対しては、年度当初に生徒を通じた保護者宛の文書により、一括しての納入をお願いしております。

これは、教育課程実施上4月当初から使用する教材費をはじめ、県高等学校保健会や安全振興会、県高体連や県高文連等に納入する会費、各種検定試験の受験料など、学校が年度当初に支払いを行わなければならない経費が多くあることが主な理由です。

分割しての納入を行いますと、この年度当初の支払を行うことが困難になるとともに、現在の振込み方法では、保護者の振込み回数が増えるほど保護者の手数料負担が増えることから、原則として一括しての納入をお願いしている現状にあります。

そうした中で、学校は、保護者からの相談があった場合、個別に分納の案内を行い、対応しているところです。

2 久留米市奨学金制度について

久留米市奨学金は、久留米市独自の制度として、経済的理由により高等学校等の修学困難な生徒へ奨学資金を給付し、修学の途

を開き、社会に有用な人材を育成することを目的に実施いたしております。この制度は、昭和 44 年の発足以来、希望する生徒の進路保障に大きく貢献してまいりました。

奨学金の給付の対象は、保護者が市内に居住し、学業意欲があり、経済的理由で修学が困難な高校生等としています。

給付する金額は、毎月の奨学金として公立高校で月額 5,000 円、私立高校で月額 7,000 円を、入学一時金として公立高校で 20,000 円、私立高校で 30,000 円を給付し、必要な支援を行っているところです。

なお、給付対象者の定員は、中学校 3 年生を対象とした予約募集が 70 名、高校生等を対象とした在学募集が 15 名の合計 85 名となっております。

3 平成 28 年度の応募状況について

予約募集は、定員 70 名に対して 128 名、在学募集は、定員 15 名に対して 79 名の合計 207 名の応募がっております。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 4 教育行政について

(1) 人口減少社会に対応する市立高校のあり方について

【質問趣旨】 市立 2 校の高校がこれまで取り組んできたことの成果と課題は何か、また、少子化が進む中、今後の取組について問う。

【回答要旨】 1 市立高校 2 校における成果と課題

久留米商業高校においては、平成 25 年度に経営科学科へと学科改編を行い、その中に特別進学コースを設置することで、商業系高校としての専門性を維持しつつ、進学先を広げるために、センター試験にも対応できる学力の向上に努め、生徒のより高い進学希望にも応えてきました。

また、南筑高校においては、本年度から、普通科の中にスポーツキャリア・コースを新設し、アスリートとしての専門性を活かし、生涯体育を推進するリーダーとして、社会に貢献する人材の育成を目指しております。あわせて、多様な進路ニーズに対応する教育課程の類型化と、全国的にも評価されている協同学習の一層の推進により、主体的・能動的に学ぶ生徒の育成に努めています。その結果、定員割れを起こす高校が増加する中であっても、ここ数年の入学者選抜試験の志願倍率の平均が筑後地区の公立高校の中で上位の倍率を維持するなど、受験生や保護者からも高い評価を得ています。

また、市立高校 2 校の入学者に占める市内中学生の割合は、ここ

数年、平均して7割以上を維持して市立中学校の卒業生の大きな受け皿となっており、久留米市立高校として最も重要な役割を果たすことができています。

このように両校は、卒業生を取巻く就職状況の変化、生徒や保護者の進学志向への移行等、社会情勢の変化や時代の進展に応え得るよう教育内容の特色化や学校の活性化を進め、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、卒業後、約8割が進学し約2割が就職するとい状況の中で、将来、久留米で暮らす、または久留米の外で暮らす場合にも、郷土への貢献を思っている生徒を育成するという点からは、取組に弱さがあつたところです。

2 今後、両校が地域に対して果たす役割とその取組について

久留米商業高校では、地域の企業や公共機関等の協力による教育資源の活用や、地域との交流を広げることを通して、生徒の地場への理解を促進し、勤労感を醸成するキャリア教育をさらに充実していくことを課題としています。

また、南筑高校では、協同学習を更に充実させて学力保障につとめ、スポーツ関連を含めた進路指導の充実により進路実績を上げること、ボランティア活動や地域行事への参加等の地域貢献の機会を増やすことを課題としています。

市教育委員会としましては、両校のこのような取組を具現化するため、第3期教育改革プランの具体的施策の中に「高等学校アクティブ・ラーニングの推進」を掲げており、教員の力量向上と教育活動の活性化、その広報等の支援に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 4 教育行政について
(2) 熊本地震の被害状況を踏まえた学校施設の整備について

【質問趣旨】 久留米市では、耐震化工事及び天井撤去工事は完了しているが、熊本地震の被害状況をみると不十分ではないかと考えている。熊本地震の被害状況を踏まえて、今後の学校施設の整備の在り方をどのように考えているのか。

【回答要旨】

1 熊本地震の被害について

熊本を中心とした被災地では、学校の校舎本体や屋内運動場の倒壊・崩壊といった極めて大きな被害は生じませんでした。屋内運動場のブレースの破断や、天井や外装材などの非構造部材が落下するなどの被害が多発しました。文部科学省によれば、5月16日には、熊本県内のすべての国公立学校は再開していますが、学校運営や避難所としての施設機能に支障が生じたなど、学校施設の安全性や防災機能を確保する上で課題がみられているところ

2 久留米市の学校施設の状況

久留米市では、平成26年度までに全ての市立学校施設の耐震化が完了しました。加えて、東日本大震災で屋内運動場等の大規模空間を持つ施設の天井等が落下し被害が多数発生したことを受けて、屋内運動場や武道場の吊り天井落下防止対策の措置を平成26年度末までに完了したところ

です。しかしながら、今回のような地震が久留米市内で発生した場合は、久留米市の学校施設についても被害が発生し、学校運営や避難所としての施設機能に支障が生じるおそれがあることは、課題として改めて認識したところ

3 今後の学校施設整備等の在り方について

今回の地震は夜間に発生しましたが、日中に発生したと仮定した場合、児童・生徒の生命の安全確保が必要ですので、適切な避難行動が必要となります。学校施設は、児童・生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の拠点にもなります。

これらのことを踏まえ、予防の観点を重視して、これまでも実施してきた建物定期点検や学校教職員による日常的な学校施設の点検を徹底し、安全対策を図っていきます。

加えて、学校施設の安全性や防災機能の確保に向けて、改築事業、長寿命化事業、維持管理事業といった整備手法を適切に選択しながら、天井・内外壁・照明器具などの非構造部材の落下防止対策をこれまで以上に進めていかなければならないと考えています。

さらに、現在文部科学省では、今回の地震において、多くの学校施設が被害を受けたことに伴い、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」が本年度末までの期間で開催されることになっております。

今後の整備の在り方としては、この検討会の結果や今後の耐震基準等の動向を注視しながら、学校運営や避難所としての運用面も含めて、学校施設の安全確保を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 4 教育行政について

(3) 障害者差別解消法の施行を踏まえた教育現場の対応について

【質問趣旨】 障害者差別解消法の施行に伴い、教育現場では合理的配慮について、どのように取り組んでいくのかを問う。

【回答要旨】 1 障害者差別解消法の施行について

今年4月に施行された「障害者差別解消法」において、学校の設置者には、学校施設・設備や学習環境づくり等の合理的配慮の基礎となる環境整備が要請されています。

また、学校に対しては、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある児童生徒が社会参加をしていくにあたって、適切な「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担うとの認識に立って、特別支援教育の推進に当たることが要請されています。

そして、全ての教職員が研修等を通して、従来の専門性の向上に加え、法の趣旨・内容を理解し、適切に対応できるようになっていくことが求められています。

2 合理的配慮の具現化について

文部科学省の対応指針や県教育委員会のガイドラインによれば、合理的配慮について、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、教育内容や指導上の配慮について必要かつ適正なものとなるよう逐次変更・調整を行っていくものであり、均衡を失した過度の負担を課さないもの」とされています。

この合理的配慮を個別に具現化するプロセスとして、学校では、まず、本人や保護者からの申し出に基づいて、障害の状態等の実態把握を行い、教育的ニーズを明らかにします。

次に、校内委員会で、合理的配慮の内容を検討していきます。その中で、個別の配慮の実現が難しい場合には、他の実現可能な「代替措置」を検討・提案をする等しながら、本人や保護者に丁寧に説明し、合意形成を図っていきます。

そして、決定した合理的配慮については、「個別の教育支援計画」に明記し、支援に移していくことになります。

このようにして立案した合理的配慮を、適切で有効な支援にしていくには、教職員の法の趣旨等の理解と意識改革が重要であり、「個別の教育支援計画」による取組を実施していくための特別支援教育に係る資質向上が不可欠となります。

3 これからの取組について

市教育委員会としては、市教育センターにおいて、既に実施の校長研修会や特別支援教育コーディネーター研修会の外、今後予定している特別支援学級等担当者研修会や通常学級担任の受講が多い専門研修講座の中に、法の趣旨等やガイドラインの内容事項を位置付けて、啓発を図っていきます。

また、校内研修に、これまでの「障害の種別に応じた支援の在り方」等に加えて、「合理的配慮を具体化していくための方法」を設定するよう、各学校に働きかけたいと考えております。

さらに、障害のある子どもだけでなく、全ての子どもにとって有効な支援方法として、学校全体で取り組む「ユニバーサルデザインの授業づくり」を更に推奨していきます。その中で、特に、通常の学級における教育的対応として有効な、刺激を少なくする学習環境づくりや端的な指示、視覚的な資料提供など、学習支援の方法の浸透を図っていきたいと考えております。

平成28年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（市民文化部関連）

| 質問議員 | 質問内容 |
|----------|---|
| <個人> | |
| 森崎 巨樹 議員 | 1 大善寺校区の文化財の保護と活用について |
| 大熊 博文 議員 | 1 2019年ラグビーワールドカップキャンプ地誘致のその後の取り組みについて 2 市内スポーツ施設（グラウンド）での硬式野球ボールの使用のあり方について |

(市民文化部関係)

個人

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 1 大善寺校区の文化財の保護と活用について

【質問趣旨】 ・市内文化財の概要及び大善寺校区内にある文化財の状況はどのようになっているのか。
 その中で、大善寺校区内の文化財の維持管理と活用の状況はどのようになっているのか。
 ・また、熊本地震による文化財の被害状況と今後の対応はどのようになっているのか。

【回答要旨】 1. 市内文化財の概要及び大善寺校区内文化財の現状
文化財は、国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのでき
 ないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものでござい
 まして、市内各地域に存在しております。
 文化財保護行政においては、国・県・市が特に重要と認めたものを、有
 形・無形・民俗・史跡・天然記念物などの種別ごとに指定し、制度的な保
 護を行っているところです。
 現在、市内には国指定34件、県指定43件、市指定103件の合計180件
 の指定文化財と、5件の国登録文化財が所在しております。
大善寺校区内におきましては、国指定4件、県指定1件、市指定12件の
 計17件の文化財が存在しており、有形文化財を始めとして、史跡、天然記
 念物、無形民俗文化財など、市内でも多様な文化財が集中している地域で
 あります。

2. 大善寺校区内の指定文化財の維持管理について
 大善寺校区内に所在する17件の指定文化財のうち、市・県所有が4件、
 個人や寺社所有が13件ございます。
これら指定文化財の維持管理につきましては、それぞれの所有者で適切
 に管理を行っていただくことを原則とした上で、個人や寺社所有の文化財
 に、保護上の問題が生じた場合は、所有者からの相談に応じるとともに、
 指導や助言を行い、必要に応じて修復などの経費の一部について支援を行
 っております。

3. 大善寺校区内の指定文化財の活用について

大善寺校区内の文化財につきましては、御塚(おんつか)・権現(ごんげん)塚(づか)古墳での地域イベントや、学校教育としての歴史学習、遠足等で活用いただいております。

また、大善寺旧庫裡(きゅうくり)につきましても、地域の意見をおうかがいしながら、活用について検討していきたいと考えています。

なお、大善寺小学校所蔵の昭和20年の「学校日誌」については、昨年度実施しました「むかしのくらし展」で紹介させていただいたところでございます。

4. 熊本地震による文化財の被害状況

先の熊本地震においては、市内全体で12ヵ所に文化財の被害が発生しました。いずれも修復可能なものではありませんが、うち4ヵ所が大善寺校区内であり、大善寺旧庫裡(きゅうくり)や朝日寺(ちょうにちじ)の木造(もくぞう)神子(しんし)栄(えい)尊(そん)像など、建造物や彫刻に被害が出ております。被災した文化財につきましては、今後の修復に向けて、所有者や関係機関と協議を進めているところでございます。

【質問趣旨】 ・御塚・権現塚古墳は貴重な文化遺産であり、歴史を感じる公園として適切に管理すべきではないか。

【回答要旨】 1. 維持管理の現状と課題

御塚(おんつか)・権現塚(ごんげんづか)古墳の整備は、古墳本体は「自然のままの姿を残しながら、築造当時の姿に復元し、保存活用する」という整備方針に基づいて、平成6年度に完成いたしました。

以来、古墳に影響がない範囲で、低木の剪定や除草など、簡易な維持管理を行っておりますが、整備完了から22年が経過し、古墳本体の樹木の繁茂(はんも)や、周辺環境の変化による濠(ほり)の堆積なども見受けられる状況でございます。

また、古墳の周りの「御塚・権現塚史跡の広場」の維持管理につきましては、年間を通じてトイレ清掃や、見回り看視、除草管理を委託により実施しております。

2. 今後の対応

一方で、御塚・権現塚古墳は国の指定を受けた史跡で、古墳本体については「自然のまま保存する」必要があり、環境改善に取り組む場合は、国や県との調整が必要でございます。

今後の維持管理につきましては、郷土の歴史を感じ、学べるような歴史公園として多くの方々に活用していただけるよう、地域の皆様ともご相談しながら、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 大熊 博文 議員

【質問要旨】 1 2019年ラグビーワールドカップキャンプ地誘致のその後の取り組みについて

【質問趣旨】 ・ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致に対する久留米市の取り組みについて

【回答要旨】 1. ラグビーワールドカップ日本大会の概要

平成31年に福岡市をはじめ国内12会場で開催されるラグビーワ

ルドカップは、世界の20チームが参加し、予選と決勝を合わせて48試合が行なわれる、4年に1度の世界最高峰のラグビー大会であります。

2. これまでの取り組みについて

キャンプ誘致に向けたこれまでの取り組みとしましては、まず、昨年の8月に宮崎で行われたラグビー日本代表のキャンプ地を視察し、ラグビーワールドカップ組織委員会やラグビー日本代表チーム関係者の方々から、キャンプ地に求められる環境やサービス等についてお話を伺ってまいりました。

その他、福岡県との連絡会議やラグビーワールドカップ組織委員会が参加する各種会議において情報収集に努めてきたところです。

3. 現在の取り組みについて

こうした中、今年の5月末にはラグビーワールドカップ組織委員会から、「公認チームキャンプ地ガイドライン」が発表されました。この「公認チームキャンプ地」とは、組織委員会が大会期間中のチームの滞在先として公式に認めるものであり、審査及び海外チームとの交渉等についても、組織委員会が一元的に行うこととされています。

一方、「公認チームキャンプ地」に対して、各自治体が海外チームと直接交渉を行う「事前チームキャンプ地」がありますが、大会名称やロゴ等の使用権利の有無など、キャンプ地としてのメリットを比較しますと、現時点では、より高い効果が期待できる「公認チームキャンプ地」を目指すべきであると考えているところです。

4. 今後の取り組みについて

久留米市としましては、平成26年度に福岡県が行った意向調査において、キャンプ地誘致の意向を表明して以降、これまで各方面への情報収集に努めてまいりました。

また、今回発表されたガイドラインでは、①宿泊施設、②練習グラウンド、③屋内練習場、④トレーニングジム、⑤プールなどの施設に加え、その他付帯施設や独占使用期間などの諸条件も提示されており、その内容によりますと、基準を満たすための施設改修やキャンプ期間中に市民の方々の利用に影響が出る可能性も見込まれます。

今後につきましては、「公認チームキャンプ地」に対する組織委員会への正式応募が、今年の8月から12月の期間で受け付けられます。

久留米市としましても、7月に行われる説明会において、さらに詳細な条件を把握した上で、市内の施設が、ガイドラインの諸条件に合致するための必要な対応策等を見定めながら、検討を進めてまいります。

【質問趣旨】 ・ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致に対する本気度（積極性）

【回答要旨】 1. 今後の取り組みについて

ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックなどのキャンプ地誘致につきましては、市民のスポーツ推進に寄与すると共に、スポーツを積極的に推進するという都市イメージの向上につながると考えております。

しかしながら、「公認チームキャンプ地」を誘致するためには、一定の施設改修などの負担も必要となりますとともに、市民の方々の利用に影響が出ることも考えられます。

したいがいまして、誘致によるプラスの効果と、今後必要となる費用負担や市民の皆様の施設利用への影響などを総合的に検討し、判断してまいりたいと考えております。

【質問趣旨】 ・「公認チームキャンプ地」が実現しなかった場合は、「事前チームキャンプ地」の誘致に取り組んで欲しいと考えるが、久留米市の考え方はどうか。

【回答要旨】 「公認チームキャンプ地」が実現しなかった場合の対応についてでございますが、過去の大会では、「公認チームキャンプ地」決定後に、海外チームにおいて「事前チームキャンプ地」の調整に入る傾向があったと承知をしております。

また、「公認チームキャンプ地」となりますと、「事前チームキャンプ地」が使用することができない大会名称や大会ロゴ等の使用が認められるなど、キャンプ地としての効果がより高いと考えておりますので、久留米市としては、まずは、「公認チームキャンプ地」を目指して、検討を進めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 大熊 博文 議員

【質問要旨】 2 市内スポーツ施設（グラウンド）での硬式野球ボールの使用のあり方について

【質問趣旨】 ・久留米市内で硬式野球ができるグラウンドは、久留米市野球場しかない。
・お願いを含めて、久留米市野球場以外の球場で、硬式野球のボールが使用できるように、可能な範囲で柔軟な対応を考えてほしい。
・ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致に対する久留米市の取り組みについて

【回答要旨】 1 久留米市の野球の状況について

久留米市では、現在、軟式野球が約150、硬式野球では17のチームがございまして、子どもから高齢者まで多くの市民の方が野球に親しんでおられ、野球を通じて青少年の健全育成や地域の連帯感の醸成、地域の活性化が図られております。

2 久留米市の硬式野球チームの練習場について

市内の硬式野球17チームのうち、大学2チームと高校10チームは学校内のグラウンドで練習を行なっておられ、中学生の5チームにつきましては、チームの状況に応じた練習場を市内外に確保されているところでございます。

3 グラウンドでの硬式野球のボール使用の状況について

久留米市内で硬式野球ができる公共施設の野球場は、久留米市野球場1箇所のみでございます。

そのほかの野球ができるグラウンドは、それぞれの施設が整備された経緯や目的に加えまして、施設管理者が異なるという状況もございまして、そのような中、グラウンドで硬式野球のボールを使用する場合の利用条件などの運用につきましても、一律ではないという状況がございまして。

4 今後の取り組みについて

したがいまして、ご質問の久留米市野球場以外のグラウンドでの硬式野球のボールの使用につきましましては、安全性の確保という大前提がございまして、それぞれのグラウンド周辺における住宅等の立地状況に加えまして、防球フェンスやグラウンドの広さなどの施設の整備状況を踏まえた利用条件等について、検討してまいりたいと考えております。

平成28年度 包括外部監査の実施について

1 包括外部監査について

(1) 概要

包括外部監査制度は、地方自治法第252条の37第1項に基づき、地方公共団体がその組織に属さない高度な専門的知識を有する者と外部監査契約を締結して監査を受ける制度であり、適正な予算執行の確保や経営効率性の視点による行政運営の推進を目的としている。

外部監査契約は、議会の議決を経て契約するものであり、地方自治法においてその相手方は弁護士や公認会計士等と規定されている。契約を締結した包括外部監査人は、毎年度自らがテーマを決めて財務監査を行うことになる。

なお、包括外部監査は、都道府県・政令指定都市・中核市に義務付けられており、久留米市では、中核市に移行した平成20年度より実施されている。

(2) 監査結果の報告と公表

包括外部監査人は、監査結果を記載した報告書を市長等に提出する必要がある。また、監査結果は市議会に報告され、併せて市ホームページで公表される。

(3) 監査による指摘事項への対応

包括外部監査人の指摘事項への対応状況について、市では「措置済」「今後の措置方針を決定」「検討中」「意見に対する見解」「措置しない」に区分したうえで、ホームページに掲載している。

(4) 監査の方法

包括外部監査人による相違はあるが、本市や他自治体の例で見ると、「既存の帳票類の監査」「監査人からの要請により作成した資料の監査」「担当職員へのヒアリング」「現地に赴いての監査」等の方法で行われる。

2 平成28年度の包括外部監査人

香月 孝文 氏（公認会計士）

3 監査のテーマ

包括外部監査人より久留米市長に対して、以下のとおり監査を実施する旨の通知があった。

(1) テーマ

久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について

(2) 選定理由

久留米市は「久留米市新総合計画第3次基本計画」（平成27年度から平成31年度）において、目標人口を30万5千人に設定している。これは現在の久留米市の人口と同水準であるものの、少子高齢化の急速な進行が避けられない状況からは容易なことではない。

久留米市は上記目標を達成するために策定した「久留米市キラリ創生総合戦略」の中で、「子育てしやすいと思う市民の割合を80%にする」という基本目標を掲げており、それには子育てと関係が深い「教育」に対する環境の整備がより一層重要になると思われる。当該重要性を踏まえつつ、またその一方で久留米市の財政状況が今後ますます厳しくなるであろうことを鑑みれば、適切な資源配分は必要不可欠であり、かかる視点から久留米市教育委員会が執行する事業等の有効性はもちろん、経済性や効率性について検証を行うことは大きな意義がある。

また学校現場において、学校徴収金などの保護者負担によって運営される会計（私費会計）があるが、一般に私費会計には内部統制の整備及び運用の不備が存在することが多く、不正を招くおそれがあることから、かかる不正等を未然に防止し、児童・生徒等の利益を害することがないように私費会計について検証を行う必要がある。

上記以外にも、学校施設の老朽化への対策や学校規模の適正化・適正配置の問題など、財務とは不可分な課題がある。これらの現状について分析、検証を行うことにも一定の意義があると考えらる。

以上のことから、久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について監査を実施することは、今後の久留米市の教育行政運営はもとより、久留米市全体の行財政運営にも有意義であると判断し、包括外部監査のテーマとして選定した。

(3) 監査の対象年度

平成27年度及び必要に応じ遡及する年度

平成28年度 通学路危険箇所調査の結果と対応について

1 これまでの経緯

平成24年に全国で通学中の児童等が犠牲になる交通事故が相次いだことを受け、道路管理者・警察等と連携して、通学路の合同点検・対策案の決定等を行ってきた。

平成26年3月には、関係機関により「久留米市通学路安全推進会議 ※1」を設置し、安全点検から対策実施までのプロセスを「久留米市通学路交通安全プログラム ※2」として取りまとめた。平成26年度以降は、上記プログラムに基づいて合同点検及び対策案の取りまとめ等を行っている。

今年度も4～5月にかけて小中学校による通学路の安全点検を実施し、その結果について教育委員会で集約を行った。

2 調査結果の概要

(1) 危険箇所数

41箇所（小学校36、中学校5）

内訳は、国道1・県道11・市道29（H24～27年度の危険箇所は含まない。）

(2) 危険概要

「信号機のない横断歩道で児童の横断が多い」「見通しが悪く道幅が狭い」等

3 今後の対応について

久留米市通学路交通安全プログラムに基づき、以下のスケジュールで対策を進める予定である。

(1) 危険箇所41箇所について

7月末 道路管理者・警察・教育委員会で、41箇所について情報交換及び対策を協議

8月～9月 合同点検（現地確認）が必要な箇所について、各学校と上記関係機関で点検を実施

10月 対策案協議、決定

(2) H24～27年度の危険箇所について

対策済箇所（266箇所）→ 前年度調査以降の対策実施箇所（61箇所）について、アンケート調査により対策効果を把握する。

対策予定箇所（52箇所）→ 進捗状況を定期的に確認していく。

○対策状況合計 [H24～27年度] (H28.3月時点)

| 区 分 | | 総数 | | | |
|---------|------|-----|----|-----|-----|
| | | 国道 | 県道 | 市道 | |
| 対策案決定箇所 | 対策済 | 266 | 17 | 122 | 127 |
| | 対策予定 | 52 | 3 | 15 | 34 |
| 対策案未定箇所 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 318 | 20 | 137 | 161 |

※1 久留米市通学路安全推進会議

通学路の交通安全の確保を目的として設置。通学路の危険箇所の把握や危険箇所に対する安全対策等の検討を行う。

- 【構成機関】・久留米警察署 交通第一課 ・うきは警察署 交通課
- ・国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 交通対策課、久留米維持出張所
 - ・福岡県久留米県土整備事務所 道路維持課
 - ・久留米市 協働推進部 安全安心推進課、都市建設部 道路整備課、路政課
総合支所 環境建設課
 - ・久留米市教育委員会

※2 久留米市通学路交通安全プログラム

「久留米市通学路安全推進会議」において策定したもので、「合同点検」「対策の検討・実施」「対策効果の把握」「対策の改善・充実」をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、継続的に通学路の安全を確保するためのプロセスをまとめたもの。

小中学校英語教育充実事業「中学生イングリッシュ・キャンプ」

- 事業の概要：外国人英語指導助手を活用して、英語のみを用いた2泊3日の宿泊を伴う体験学習を実施する。

【趣旨】
英語のみで活動する宿泊体験を通して、コミュニケーション能力を養うとともに、英語学習に対する意欲を高めます。

【参加資格】
○市内の中学校1～3年生
○卒業までに英検3級以上を取得する意志がある生徒

【募集人数】
40名程度

【参加費】
食費等：5000円

| 【1日目】 8月8日(月) | 【2日目】 8月9日(火) | 【3日目】 8月10日(水) |
|----------------------------|--|----------------------------|
| 9:00 受付 | 7:00 起床、掃除 朝食 | 7:00 起床、掃除 朝食 |
| 9:30 開会行事 10:00 クイズ、ゲーム | 9:00 イングリッシュ・クッキング | 9:00 歌、ダンス、スポーツ ブース別活動 |
| 12:00 昼食 | 12:00 昼食 | 12:00 昼食 |
| 13:00 ブース別活動 スピーチづくり | 13:00 ジェスチャーゲーム | 13:00 スピーチづくり プレゼンテーション |
| 17:00 夕食・入浴 | 15:00 イングリッシュ・スポーツ 16:00 スピーチづくり | 15:00 閉会行事 |
| 19:00 英語日記 ALTとの交流時間 | 17:00 夕食・入浴 19:00 英語日記 ALTとの交流時間 | 16:00 解散 |
| 22:00 就寝 | 22:00 就寝 | |

会場：久留米商業高等学校内 セミナーハウス 他

《参考：平成27年度福岡県高校生イングリッシュ・キャンプの様子》



プレゼンテーション活動



インタビュー活動

小・中学校英語教育充実事業（「小学校教員外国語活動研修」）

○ 事業の概要

小学校教員の英語力の育成と外国語活動における実践的な指導の育成を図る。

【英語教育の教科化に向けた動き】

- ・H28・29年度…学習指導要領改訂
- ・H30・31年度…新学習指導要領段階的に先行実施
- ・H32年度…新学習指導要領全面实施
 中学年→外国語活動35時間
 高学年→英語科70時間

【事業の趣旨】

- ・H28・29年度の2年間で小学校教員を対象に実施する。
- ・授業の運営で使用する基礎的な英語を理解し英語を用いて表現する活動を通して習熟を図る。

○ 内容



荒木・久留米

空襲の証言

航空写真：焼夷弾投下により炎上する久留米市街
(米空軍基地歴史資料室原蔵・工藤洋三氏提供)

7/2 (土) — 9/11 (日) 毎週月曜日 (祝日は開館)・第 4 木曜日休館
午前 10 時—午後 6 時

六ツ門図書館展示コーナー くるめりあ六ツ門5階

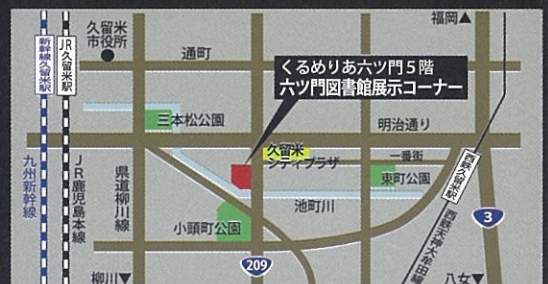
〒830-0031 久留米市六ツ門町3-11 TEL.0942-27-9281 FAX.0942-27-7281

[入 場 料] 無料

◆各種イベントについては、チラシ裏面をご覧ください。

主催：久留米市・久留米市教育委員会・ピースフルくるめ推進協議会

後援：久留米郷土研究会



- JR 久留米駅から東へ徒歩約 15 分 ●西鉄久留米駅から西へ徒歩約 10 分
- 西鉄六ツ門バス停から徒歩約 2 分 ●九州自動車道久留米IC から西へ約 15 分
- くるめりあ六ツ門地下駐車場 (72 台)、西側提携駐車場は 2 時間まで無料



終

戦間期の
まぎわ

昭和20年8月8日、

荒木駅一帯は米軍機によって、
執拗な機銃掃射に見舞われた。

そして迎えた運命の11日、

焼夷弾攻撃を受けて、

久留米市街地は焦土と化した。

現代に生きるわれわれは、

戦争の悲惨な実態を知り、

平和の尊さを次世代へ
伝えていかなければならない。



関連イベント (参加無料)

① 空襲体験者は語る

* 昨年の平和資料展で大きな話題となった「軍国少年日記」。その作者である竹村逸彦さんをはじめ、空襲を実体験された方々に、貴重なお話をさせていただきます。

会場：くるめりあ六ツ門6F 市民活動サポートセンター会議室
日時：8月14日(日) 第1部(荒木空襲) 10:30～12:40
第2部(久留米空襲) 13:30～15:40

証言者：松尾哲雄さん・塚本利夫さん・一木崇之さん・橋本日出代さん・綾戸麗子さん・古賀澄子さん・竹村逸彦さん(予定)

申し込み：要(70名先着順)

申込期間：7月22日(金)～7月28日(木)

* 駐車料金は2時間までは無料。その後は、1時間毎に100円必要。
2時間無料手続きは、5階展示コーナー受付で駐車カード捺印後に、1階インフォメーションでの手続きが必要。

② 紙芝居上演会「二つの弾片」

* 橋本日出代さんの久留米空襲実体験をもとに制作された紙芝居を、戦時中の居間を再現した会場で上演いたします。

日時：7月31日(日) 11:00～11:30、14:00～14:30

会場：六ツ門図書館常設展示コーナー

申し込み：不要(各回定員25名)

③ 空襲遺跡ウォークと「久留米空襲戦災死者慰霊式」参列

* 久留米空襲から71年目を迎える当日に、担当者の解説と案内で空襲遺跡を徒歩で見学後、小頭町公園での慰霊祭へ参列します。

日時：8月11日(木)祝 8:30～12:00

コース：約2.5km

久留米市役所 8:30 出発⇒素盞鳴神社の狛犬(城南町)⇒粟島神社の鳥居(日吉町)⇒戦災死者慰霊碑(小頭町公園)⇒10:30 慰霊式参列(自由解散)
申し込み：要(40名先着順)

申込期間：7月22日(金)～7月28日(木)

* 慰霊式の座席等は、ご遺族と来賓優先のため、ウォーク参加者全員に行き渡らない場合があります。

④ 夏休み自由研究相談会

* 荒木・久留米空襲を自由研究のテーマにする小・中学生を対象に、展示担当者が調べ学習のアドバイスをを行ないます。

日時：8月7日(日) 10:00～17:00(随時受付)

場所：六ツ門図書館展示コーナー

申し込み：不要

⑤ ギャラリートーク

* 展示担当者が展示内容について、わかりやすくご案内します。

日時：7月17日(日)・8月28日(日)・9月4日(日)

11:00～11:30、14:00～14:30(1日2回)

場所：六ツ門図書館展示コーナー

申し込み：不要

展示内容・イベント内容についてのお問い合わせと、イベント参加のお申し込みは下記まで。

久留米市役所 市民文化部 文化財保護課
電話 0942-30-9225 FAX 0942-30-9714

※ イベント参加申込受付 土日祝日除く 9:00～17:00



キラリ米久留米

輝く・人・まち。

くるっば

久留米市イメージキャラクター

久留米の地に紫灘の申し子達が降臨す

第18回紫灘旗全国高校遠的弓道大会



観戦無料

日時
平成28年

8月20日・21日

[公開練習] 10:30~
[競技開始] 8:30~
[開会式] 17:00~

会場

久留米総合スポーツセンター陸上競技場(特設射場)
久留米市東櫛原町135

特別協賛

SEIKA SPORTS CENTER

写真は前年度男子優勝「祐誠高校」、女子優勝「岩槻商業高校」の選手です。
写真提供: Zeal Photos



この事業は、(一財)地域活性化センターのスポーツ拠点づくり自立推進事業の支援をうけて実施しています。

この事業は、市町村振興宝くじ(サマージャンボくじ)の収益金の交付を受けて行っています。

第17回紫灘旗全国高校遠的弓道大会

主催 久留米市・紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会

この大会は、(財)福岡県弓道センターのスポーツ拠点づくり推進事業の支援を受けて開催しています。

「紫灘旗」の 紫灘とは？

「紫灘」とは、江戸時代・幕末期に水天宮(福岡県久留米市瀬下町)の祠官(宮司)職であった真木和泉守保臣(従五位下和泉守平朝臣保臣)の号(文人・画家などが本名以外に用いる名前)です。真木和泉守保臣は、幕末の勤皇の志士として、のちに明治維新へとつながる尊王攘夷運動の精神的指導者として知られており、1864年7月の「禁門の変」を指導したことで有名です。真木和泉守保臣が「弓の名手」であったことにちなんで「紫灘旗」と名付けられました。

「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」の歴史とは？

- 昭和47年：「真木和泉守保臣」氏が弓の名手であったことにちなみ、青少年の精神的育成を主とした「顕彰弓道大会」を開始。平成10年まで26回の開催。
- 平成11年：「真木和泉守保臣」氏の没後135年、久留米市制110周年を記念し、昭和47年から平成10年まで続けてきた「顕彰弓道大会」の名称を「紫灘旗高校弓道大会」に変更し、近的競技による第1回紫灘旗高校弓道大会を開催。
- 平成18年：国(文部科学省・総務省)の「スポーツ拠点づくり推進事業」の承認をいただき、大会内容を大きくリニューアルし、「第1回全国高校選抜遠的弓道大会」として開催。
- 平成21年：大会名称を「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」に変更。

歴代優勝校(過去3年)

| | | |
|-----------------|--|---|
| 第15回 (平成25年) | 優勝(女子) 祐誠高校(福岡県) 優勝(男子) 加治木工業高校(鹿児島県) | 準優勝(女子) 加治木高校(鹿児島県) 準優勝(男子) 岩槻商業高校(埼玉県) |
| 第16回 (平成26年) | 優勝(女子) 隼人工業高校(鹿児島県) 優勝(男子) 浦和北高校(埼玉県) | 準優勝(女子) 西武学園文理高校(埼玉県) 準優勝(男子) 首里東高校(沖縄県) |
| 第17回 (平成27年) | 優勝(女子) 岩槻商業高校(埼玉県) 優勝(男子) 祐誠高校(福岡県) | 準優勝(女子) 加治木工業高校(鹿児島県) 準優勝(男子) 坂戸西高校(埼玉県) |

「スポーツ拠点づくり事業」とは？

高校野球といえば「甲子園」、高校ラグビーといえば「花園」といったように、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点づくりを全国に進める事業です。承認大会となるためには、小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会で、特定の市町村で継続的に開催する大会であることが条件で、スポーツ拠点づくり推進委員会による審査により決定します。

お問い合わせ

紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会事務局
(久留米市市民文化体育スポーツ課内)

〒830-0042 福岡県久留米市庄島町11-1(庄島体育館内)

TEL.0942-30-9226 FAX.0942-38-2259

E-mail : taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp

■主催/久留米市・紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会 ■共催/西日本新聞社、福岡県弓道連盟、久留米市教育委員会、(公財)久留米市体育協会、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 ■後援/総務省、スポーツ庁、(一財)地域活性化センター、(公財)全日本弓道連盟、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟弓道専門部、全九州弓道連盟連合会、福岡県教育委員会、福岡県高等学校体育連盟、真木和泉守保臣先生顕彰会 ■主管/福岡県筑後地区弓道連盟 ■特別協賛/㈱セイカスポーツセンター ■協賛/水天宮、㈱シンコースポーツ九州株式会社、久留米青果㈱、㈱スミフル、他

第19回

筑後川の雄大な自然にふれながら、参加チームとの交流を楽しもう！

筑後川 E ボート

フェスティバル 参加チーム大募集!

日時

9月4日(日)

受付:8時30分

※小雨決行・予備日なし

会場

筑後川漕艇場

久留米市瀬下町

水天宮下

■ 参加料 : 1チーム5,000円(保険代を含む)

■ チーム編成 : 1チーム10名(12名までエントリー可能)

■ 申し込み受付 : 平成28年7月27日(水)~8月22日(月)まで

所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAXもしくは郵送にてお申込ください。

申込書は久留米市ホームページ(<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)でダウンロードできます。
また、事務局までご連絡いただければ、郵送にてお送りします。

■ 参加チームのための練習会・講習会

はじめて参加される場合もご安心ください。事前練習会を開催し、Eボートインストラクターが、ボートの操作法を伝授します!!

Eボートのインストラクターになりたい方への講習も併せて行います!

日時:平成28年8月28日(日) 10時00分~12時30分(予定)



キラリ米久留米

輝く、人・まち。

▽申込・問合せ先

〒830-0042

久留米市荘島町11-1(荘島体育館)

筑後川Eボートフェスティバル実行委員会

事務局(久留米市市民文化部 体育スポーツ課内)

TEL:0942-30-9226

FAX:0942-38-2259